

重 要 事 項 説 明 書  
 上市老人保健施設つるぎの庭のご案内  
 (令和7年12月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 上市老人保健施設つるぎの庭
- ・開設年月日 平成10年4月1日
- ・所在地 富山県中新川郡上市町森尻704
- ・電話番号 076-473-0070 ファックス番号 076-473-3300
- ・管理者名 施設長 山本 典子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1651680017号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[上市老人保健施設つるぎの庭の運営方針]

- 「1 老人福祉処遇の質の確保と向上に努める—介護老人福祉施設または、家庭と病院との中間処遇をベースにした介護を行う。」
- 「2 医療と福祉の機能を十分備えた位置付けにおける処遇を行う。  
 医療面の偏重（過剰医療、過小医療）を避け、生活援助の立場としての施設を原則にバランスのとれた処遇に努める。」

(3) 施設の職員体制

	職員数	業務内容
医師	1. 3人以上	利用者の健康管理及び医療の適切なる処置
看護職員	12人以上	利用者の保健衛生並びに看護業務
薬剤師	0. 44（非常勤）	利用者の薬剤管理並びに服薬指導
介護職員	32人以上	利用者の日常生活全般にわたる介護業務
支援相談員	1. 3人以上	利用者等に対する相談業務
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1. 3人以上	利用者等に対する理学療法業務・作業療法業務・言語療法業務
管理栄養士	1人以上	利用者等に対する栄養指導、栄養管理業務
歯科衛生士	適当数	利用者等に対する口腔ケア指導、口腔ケア管理業務
介護支援専門員	2人以上	利用者等に対する施設サービス計画作成等の業務

事務職員	適当数	事務の処理
その他	適当数	運転業務、営繕

- (4) 入所定員等 定員 130名 (うち認知症専門棟 50名)  
療養室 (一般棟) 1人室 12室、 2人室 4室、 4人室 15室  
(専門棟) 1人室 6室、 4人室 11室
- (5) 通所定員 60名
- (6) 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間  
①毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。  
②営業日の午前8時30分から午後5時15分を営業時間とする。
- (7) 通所リハビリテーションの通常の事業の実施地域  
上市町・立山町・舟橋村
- (8) 訪問リハビリテーション定員 10名
- (9) 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間  
①毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。  
②営業日の午前8時30分から午後5時15分を営業時間とする。
- (10) 訪問リハビリテーションの通常の事業の実施地域  
上市町・立山町・舟橋村

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案
- ⑤ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 7：30～ 8：30  
昼食 12：00～13：00  
夕食 18：00～19：00
- ⑥ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭になる場合があります。）
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑨ リハビリテーション
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑫ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑬ 理美容サービス（原則月1回）
- ⑭ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑮ 行政手続代行
- ⑯ その他  
\*これらのサービスのなかには、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にはご相談ください。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### ・協力医療機関名

名 称 かみいち総合病院  
住 所 富山県中新川郡上市町法音寺 51

名 称 富山西総合病院  
住 所 富山県富山市婦中町下轡田 1019

#### ・協力歯科医療機関名

名 称 小森歯科医院  
住 所 富山県中新川郡上市町柳町 20

#### \*緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用申し込み及び希望表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。また緊急時には必ず連絡が取れる連絡先（携帯電話・勤務先電話等）をご記入下さい。

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

#### ・ 面会

面会時間は、感染症の流行状況等に応じて変更しますので、施設に確認願います。また、面会時には、面会用紙に記入願います。

#### ・ 外出、外泊

介護老人保健施設は家庭復帰を目的としていますので、家族の皆様と関わりを持っていただくために外出、外泊をお勧めします。

ただし、感染症の流行状況等により、実施に一部制限を設ける場合がございますので、事前にご相談ください。

#### ・ 所持品・備品等の持ち込み

所持品、備品の持ち込みは施設にご相談ください。

#### ・ 金銭・貴重品の管理

金銭、貴重品はご家族の方が保管してください。

#### ・ 外泊時等の施設外での受診

入所中の医学管理は当施設の医師、看護師が行い、薬の服用が必要な利用者には当施設より投薬いたしますので、外出または外泊時における病院、診療所への受診や薬をもらう場合は、事前にご相談ください。

#### ・ 飲食物の持ち込み

衛生面や感染症（食中毒）の予防、誤嚥の危険のある利用者や健康管理上の問題がある利用者もおられますので、原則禁止となっています。

#### ・ 喫煙

当施設内、敷地内で喫煙することは、禁止となっています。

### 5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器、消火栓、火災報知器、火災通報設備、非常放送設備、スプリンクラー
- ・ 防火防災訓練 年2回
- ・ 事業継続訓練 年2回以上（災害・感染症）

## 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 076-473-0070)

- ・ 苦情解決責任者 施設長 山本 典子
- ・ 苦情相談担当 支援相談員
- ・ 受付時間 月曜日 ~ 土曜日、8:30 ~ 17:15

また、要望や苦情等も、支援相談担当者(丹下・矢野・大嶋)または担当介護支援専門員(碓井・島田・渡邊)にお寄せいただくか、備え付けの「ご意見箱」をご利用ください。要望や苦情は、苦情委員会にて速やかに対応し、相談者に回答致します。

本委員会は、利用者または家族等の①サービス内容に対する苦情②職員、施設に対する苦情③その他相談事を検討・討議し職員に伝達指導を行います。

### 【その他の苦情等申立先】

富山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情窓口：電話 076-431-9833

富山県福祉サービス運営適正化委員会：電話 076-432-3280

中新川広域行政事務組合介護保険課：電話 076-464-1316

上市町福祉課：電話 076-472-1111

立山町健康福祉課：電話 076-462-9958

舟橋村生活環境課：電話 076-464-1121

滑川市福祉介護課：電話 076-475-2111

富山市介護保険課：電話 076-443-2041~2043

魚津市社会福祉課：電話 0765-23-1148

新川地域介護保険組合：電話 0765-57-3303

黒部市福祉課：電話 0765-54-2111

入善町健康福祉課：電話 0765-72-1100

朝日町福祉課：電話 0765-83-1100

## 8. 事故が発生した場合の対応

- ① 事故発生時には、救急搬送の要請など利用者の生命、身体の安全を最優先に対応します。
- ② 速やかに県、市町村、利用者一〇の家族等に連絡を行うとともに、事故の状況を説明し、事故に至る経緯・経過・原因等を分析し事故防止対策を検討します。
- ③ サービス提供等により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。-

短期入所療養介護について

(令和7年12月1日現在)

1. 介護保険証の確認

利用の申込みに当たり、利用希望者の介護保険証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要支援者及び要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及びリハビリテーションその他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者及び家族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

介護保険制度内の1日あたりの自己負担分です。なお、負担割合は介護保険負担割合証に基づいて請求させていただきます。

①施設利用料

・多床室施設利用料

【基本型】	1割	2割	3割	【在宅強化型】	1割	2割	3割
要支援1	613 円	1,226 円	1,839 円	要支援1	672 円	1,344 円	2,016 円
要支援2	774 円	1,548 円	2,322 円	要支援2	834 円	1,668 円	2,502 円
要介護1	830 円	1,660 円	2,490 円	要介護1	902 円	1,804 円	2,706 円
要介護2	880 円	1,760 円	2,640 円	要介護2	979 円	1,958 円	2,937 円
要介護3	944 円	1,888 円	2,832 円	要介護3	1,044 円	2,088 円	3,132 円
要介護4	997 円	1,994 円	2,991 円	要介護4	1,102 円	2,204 円	3,306 円
要介護5	1,052 円	2,104 円	3,156 円	要介護5	1,161 円	2,322 円	3,483 円

・従来型個室施設利用料

【基本型】	1割	2割	3割	【在宅強化型】	1割	2割	3割
要支援1	579 円	1,158 円	1,737 円	要支援1	632 円	1,264 円	1,896 円
要支援2	726 円	1,452 円	2,178 円	要支援2	778 円	1,556 円	2,334 円
要介護1	753 円	1,506 円	2,259 円	要介護1	819 円	1,638 円	2,457 円
要介護2	801 円	1,602 円	2,403 円	要介護2	893 円	1,786 円	2,679 円
要介護3	864 円	1,728 円	2,592 円	要介護3	958 円	1,916 円	2,874 円
要介護4	918 円	1,836 円	2,754 円	要介護4	1,017 円	2,034 円	3,051 円
要介護5	971 円	1,942 円	2,913 円	要介護5	1,074 円	2,148 円	3,222 円

	1割	2割	3割
②夜勤体制加算（20名に1名以上の夜勤職員）	24 円/日	48 円/日	72 円/日
③個別リハビリテーション実施加算（20分以上）	240 円/日	480 円/日	720 円/日
④認知症ケア加算（認知症専門棟で短期入所療養介護をされた場合）	76 円/日	152 円/日	228 円/日
⑤認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を上限）	200 円/日	400 円/日	600 円/日
⑥緊急短期入所受入加算（要介護認定の方のみ）	90 円/日	180 円/日	270 円/日
（居宅サービス計画において計画的に短期入所療養介護を行うこととなっていないときに急遽受入した場合。7日間を限度。但し、主介護者がやむを得ない事情がある場合は14日を限度。）			
⑦若年性認知症利用者受入加算（⑤との併用不可）	120 円/日	240 円/日	360 円/日
⑧重度療養管理加算 （要介護4又は5、頻回な喀痰吸引や胃瘻等の状態）	120 円/日	240 円/日	360 円/日
⑨在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1割	2割	3割
*在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） （基本型で在宅復帰基準に適合）	51 円/日	102 円/日	153 円/日
*在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ） （在宅強化型で在宅復帰基準に適合）	51 円/日	102 円/日	153 円/日
⑩送迎加算 （入所時及び退所時に送迎を行った場合にはそれぞれ片道につき）	184 円	368 円	552 円
⑪総合医療管理加算 （治療管理（投薬、検査、注射、処置等）を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合。10日を限度）（⑥との併用不可）	275 円/日	550 円/日	825 円/日
⑫口腔連携強化加算 （口腔内を評価し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供した場合。1月に1回限度）	50 円/回	100 円/回	150 円/回
⑬療養食加算 （医師の指示による療養食を提供した場合/1日3回限度）	8 円/回	16 円/回	24 円/回
⑭緊急時施設療養費 緊急時治療管理（月1回限度、連続する3日間） 特定治療 老人診療報酬点数による	518 円/日	1,036 円/日	1,554 円/日
⑮生産性向上推進体制加算	1割	2割	3割
*生産性向上推進体制加算（Ⅰ） （生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たしつつ、見守り機器を複数台導入し、且つ職員間の業務役割分担への取組を行っている）	100 円/月	200 円/月	300 円/月
*生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （見守り機器等のテクノロジーを導入し、その成果について1年に1回業務改善の取組による効果を示すデータ提供を行っている場合）	10 円/月	20 円/月	30 円/月

⑩サービス提供体制強化加算

\*サービス提供体制強化加算(I) 22 円/日 44 円/日 66 円/日

(介護職員のうち、介護福祉士の割合が80%以上又は10年以上の介護福祉士が35%以上)

\*サービス提供体制強化加算(II) 18 円/日 36 円/日 54 円/日

(介護職員のうち、介護福祉士の割合が60%以上)

⑪介護職員処遇改善加算(I)

基準に適合した介護職員等への賃金改善をしている場合。

介護報酬総単位数(①~⑩の各料金の総額)×7.5%(1円未満の端数四捨五入)

\*なお、区分支給限度基準額を超える場合は、全額負担となります。

(2) その他の料金

① 居住費(1日あたり)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室	0円	430円	430円	430円	437円
従来型個室	550円	550円	1370円	1370円	1728円

\*ただし、利用者が負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限になります。

② 個室使用料(1日あたり)

個室A 1,650 円

個室B 1,100 円

2人部屋 550 円

③ 食費(1日あたり)

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	2,080円

\*食材料費及び調理費が含まれています。

\*ただし、利用者が負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限になります。

④ 教養娯楽費(個別に選択した行事やクラブ活動における参加費、材料費など) 実費

⑤ 理美容代 実費(2,200円~6,500円程度。別途資料をご覧ください。)

⑥ その他(別途資料をご覧ください。)

(3) 支払方法

・毎月10日頃までに前月分の請求書を発行し、所定の方法により交付します。お支払いいただきますと所定の方法により領収書を交付します。

・支払い方法は、話し合いの上、双方合意の方法によります。

①金融機関口座自動引き落としの場合は、毎月17日に引き落としいたします。

②その他の場合は、その月の末日までにお支払い下さい。

つるぎの庭 利用料表  
(令和7年12月1日現在)

		入所	短期入所療養介護
居住費(滞在費)	多床室	437円/日	437円/日
	1人室	1,728円/日	1,728円/日
	2人室	437円/日	437円/日
個室利用料 ☆	個室A	1,650円/日	1,650円/日
	個室B	1,100円/日	1,100円/日
	2人室	550円/日	550円/日
食費		600円/朝 740円/昼 740円/夕	600円/朝 740円/昼 740円/夕
教養娯楽費	*1	実費	実費
テレビ電気料 (一般棟多床室利用の方)		20円/日	20円/日
電気毛布電気料		45円/日	45円/日
インフルエンザワクチン代		実費	
一般診断書 ☆		3,300円/枚	3,300円/枚
死亡診断書 ☆		5,500円/枚	5,500円/枚
その他各種証明書 ☆		3,300円/枚	3,300円/枚
[理美容代]			
カット(顔剃り付)	*2	2,200円/回	2,200円/回
顔剃り	*3	800円/回	800円/回
毛染め		4,500円/回	4,500円/回
パーマ		5,500円/回	5,500円/回
カット・毛染め		5,500円/回	5,500円/回
カット・パーマ		6,500円/回	6,500円/回

\*1 教養娯楽費の実費内訳は、次の通りです。

個別で選択したクラブ活動の材料費や個別で選択して参加する行事など

\*2 カット(顔剃り付)の顔剃りは電気顔剃りを使用します。

\*3 剃刀を使用しての顔剃りは、別途料金がかかります。

☆は課税対象です。表示金額は税込みです。